

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ取得事業所

波佐見町社会福祉協議会の訪問介護事業所(波佐見ホームヘルプサービス事業所)は、令和2年4月より「福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得しております。

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う報酬改定において対応することとされました。

これを受けて、令和元年度の報酬改定において、「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには下記要件を満たしている必要があります。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※詳細については、次の厚生労働省通知等を御確認ください。

見える化要件とは

「介護職員等特定処遇改善加算」を取得するための上記要件の中で、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することとされています。

職場環境等要件

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	・職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修等については、必要に応じ、費用等を本会で負担し、業務の一環として参加させている。 ・介護福祉士等の資格取得を目指すものには、受講料や旅費等の貸付を行い、取得促進を行っている。(免除制度あり)
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	・育児・介護休業等に関する規則を整備し、働きやすい環境を整えている。
その他		